千葉経済大学附属高等学校

校長　佐久間　勝彦 様

※　保護者が記入　※

インフルエンザ 経過報告書

＜出席停止期間の基準＞

□「発症した後（発症の翌日を１日目として）５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで出席停止とする。」

※ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りでない。（この場合は、「学校感染症登校許可証明書（医療機関で記入）」を登校時に提出）

インフルエンザに罹患し、上記□の出席停止期間解除の状態に回復したことを報告します。よって、＿＿月＿＿日より登校します。

記

学校を休んだ期間　令和　年　月　日 ～　令和　年　月　日まで

インフルエンザの診断について　（該当に☑、空欄に記入）

医療機関（　　）を＿＿月＿＿日に受診し診断された。

診断名　□インフルエンザＡ型　□インフルエンザＢ型　□その他（　　）

療養期間中の健康状態（発症日～登校日まで）

	発症日	１日目	２日目	３日目	４日目	５日目	６日目	７日目	８日目	９日目	10 日目
日付	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
解熱日											

◆解熱日（解熱剤を使用せずに解熱している日）にはすべて〇をつける。

上記の通り、相違ありません。

令和　年　月　日

普通科・商業科・情報処理科　年　組　番

生徒氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保護者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

インフルエンザの出席停止期間早見表

インフルエンザの出席停止期間である「発症した後５日を経過」し、かつ「解熱した後２日」（注：幼児の場合は３日）とは、最低でも「発症した後５日を経過」するまでは出席停止ということです。それに加えて、解熱した日によって出席停止期間は延期することがあります。（発症後、４日目以降に解熱した場合は、出席停止の期間が５日を超えていきます。）

〈最低基準〉発症した後５日を経過	発症日 発症当日 0日目	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 5日を経過した後 6日目	7日目	8日目
発症後１日目に解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	登校可能		
出席停止	→	→	→	→	→	→			
発症後２日目に解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	登校可能		
出席停止	→	→	→	→	→	→			
発症後３日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能		
出席停止	→	→	→	→	→	→			
発症後４日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能	
出席停止	→	→	→	→	→	→	→		
発症後５日目に解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	登校可能
出席停止	→	→	→	→	→	→	→	→	

※その後は、解熱した日によって出席停止日が順次、延期されていきます。

出典：すぐ使える！学校保健 OJT シート　東山書房